

出納員に対する委任事項（平成20年岩手県告示第99号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 <u>広域振興局税務部納税課長若しくは広域振興局総合支局地域支援部税務室長（花巻総合支局地域支援部遠野県民センターにあっては遠野県民センター所長、一関総合支局地域支援部千厩県民センターにあっては千厩県民センター所長）又は地方振興局企画総務部税務室長（盛岡地方振興局にあっては税務部納税室管理課長、宮古地方振興局にあっては税務部納税課長）</u>である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局、<u>広域振興局総合支局（以下「総合支局」という。）</u>、<u>総合支局地域支援部県民センター（以下「県民センター」という。）</u>又は<u>地方振興局</u>に係る次の事項</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2 1に掲げるもののほか、<u>盛岡地方振興局税務部納税室管理課長</u>である出納員に対する委任事項</p> <p><u>自動車税及び自動車取得税</u>に係る始動票札の売渡金の収納及び保管を行うこと。</p> <p>3 <u>広域振興局保健福祉環境部保健福祉室福祉課長若しくは総合支局保健福祉環境部管理福祉課長（花巻総合支局地域支援部遠野県民センターにあっては遠野県民センター所長、一関総合支局地域支援部千厩県民センターにあっては千厩県民センター所長）又は地方振興局保健福祉環境部福祉課長（盛岡地方振興局にあっては、保健福祉環境部保健福祉室児童障がい福祉課長）</u>である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局、<u>総合支局</u>、<u>県民センター</u>又は<u>地方振興局</u>に係る次の事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>心身障害者扶養共済制度に係る掛金、加算掛金及び継続掛金の収納及び保管を行うこと。</u></p>	<p>1 <u>広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センターの県税室長（盛岡広域振興局にあっては県税部納税室管理課長、県南広域振興局にあっては県税部又は県税部県税センターの納税課長、沿岸広域振興局宮古地域振興センターにあっては県税室納税課長）</u>である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局又は<u>広域振興局経営企画部地域振興センター若しくは県税部県税センター</u>に係る次の事項</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2 1に掲げるもののほか、<u>盛岡広域振興局県税部納税室管理課長</u>である出納員に対する委任事項</p> <p><u>自動車取得税及び自動車税</u>に係る始動票札の売渡金の収納及び保管を行うこと。</p> <p>3 <u>広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあっては保健福祉室児童障がい福祉課長、県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉室にあっては福祉課長又は特命課長）又は保健福祉環境センターの管理福祉課長若しくは福祉課長（県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センターにあっては、別に命ずる職員を含む。）</u>である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局又は<u>広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター</u>に係る次の事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>4 3に掲げるもののほか、<u>広域振興局保健福祉環境部福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあっては保健福祉室児童障がい福祉課長、県南広域振興局保健福祉環境部にあっては保健福祉室福祉課長）</u>である出納員に対する委任事項</p> <p><u>心身障害者扶養共済制度に係る掛金、加算掛金及び継続掛金の収納及び保管を行うこと。</u></p> <p>5 <u>県南広域振興局保健福祉環境部保健福祉室特命課長</u>である出納員に対する委任事項</p> <p><u>狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条、第9条及び</u></p>

4 3に掲げるもののほか、広域振興局保健福祉環境部保健福祉室福祉課長又は地方振興局保健福祉環境部福祉課長（盛岡地方振興局にあつては保健福祉環境部保健福祉室保護課長）である出納員に対する委任事項

(1)・(2) [略]

5 広域振興局農林部、総合支局農林部及び地方振興局林務事務所並びに農業改良普及センターの出納員に対する委任事項
広域振興局農林部農村整備室、総合支局農林部農村整備室及び地方振興局林務事務所並びに農業改良普及センターに係る次の事項

(1)・(2) [略]

6 地方振興局水産部漁港漁村課長である出納員に対する委任事項
[略]

7 広域振興局土木部管理課長若しくは総合支局土木部管理課長（北上総合支局にあつては、管理用地課長）又は地方振興局土木部管理課長（盛岡地方振興局にあつては、管理用地室総務管理課長）である出納員に対する委任事項

[略]

8 地方振興局土木部及び土木事務所の出納員（7に掲げる出

第18条並びに動物の愛護及び管理に関する条例（平成17年岩手県条例第35号）第14条の規定に基づき生じた抑留犬の飼養管理費及び返還に要する費用並びに隔離及び指示により行った処置に要した費用の収納及び保管を行うこと（北上市及び和賀郡の区域に係るものに限る。）。

6 3から5までに掲げるもののほか、広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあつては保健福祉室保護課長、県南広域振興局保健福祉環境部にあつては保健福祉室特命課長）又は保健福祉環境センター福祉課長である出納員に対する委任事項

(1)・(2) [略]

7 広域振興局農政部及び農林部並びに農業改良普及センターの出納員に対する委任事項
広域振興局農政部農村整備室及び農林部農林振興センター並びに農業改良普及センターに係る次の事項

(1)・(2) [略]

8 広域振興局水産部漁港漁村課長又は水産振興センター漁港漁村課長である出納員に対する委任事項
[略]

9 広域振興局土木部の管理課長（盛岡広域振興局土木部にあつては、管理用地室管理課長）又は広域振興局土木部土木センター管理課長（県南広域振興局土木部千厩土木センター及び沿岸広域振興局土木部岩泉土木センターの管理課長を除く。）である出納員に対する委任事項

[略]

10 県南広域振興局土木部北上土木センター管理課長、遠野土木センター管理用地課長又は千厩土木センター管理課長である出納員に対する委任事項

(1) 当該土木センターの庁舎である合同庁舎等（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等をいう。以下同じ。）内の所に係る収入金の収納及び保管を行うこと。

(2) 知事が行う財産の売払いに係る入札が当該土木センターが所管する区域内の場所で行われる場合において、当該入札保証金の収納及び保管を行うこと。

(3) 行政文書の写し及び複製物並びに行政資料の写しの作成及び送付に要する費用の収納及び保管を行うこと。

(4) 岩手県収入証紙の売りさばき代金及び売渡代金の収納及び保管を行うこと。

11 広域振興局土木部ダム管理事務所、広域振興局土木部及び

納員を除く。）に対する委任事項

地方振興局土木部出張所、土木部ダム管理事務所、土木部ダム建設事務所及び土木事務所に係る次の事項

(1)・(2) [略]

9 地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所をいう。以下同じ。）のうち、合同庁舎等（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等をいう。以下同じ。）を庁舎とする地方公所以外の地方公所並びに岩手県漁業取締事務所及び教育事務所に係る出納員に対する委任事項

当該地方公所に係る次の事項（給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）

(1)～(4) [略]

(5) 物品（基金に属する動産を含む。以下9において同じ。）の出納及び保管を行うこと。

(6)・(7) [略]

10 1、3及び4に掲げるもののほか、県民センター所長である出納員に対する委任事項

(1) 当該県民センターの庁舎である合同庁舎等内の所に係る次の事項（5及び7から9までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）

）

ア 収入金の収納及び保管を行うこと。

イ 物品の出納及び保管を行うこと。

ウ 歳入金、歳入歳出外現金等及び物品の記録管理を行うこと。

エ 占有動産の管理を行うこと。

(2) 知事が行う工事又は財産若しくは都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第4項若しくは屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により知事が保管する工作物等若しくは広告物等（以下「保管工作物等」という。）の売買等に係る入札又は契約が当該県民センターが所管する区域内の場所で行われる場合において、当該入札又は契約に係る次のアからエまでに掲げる収入金の収納及びイからエまでに掲げる歳入歳出外現金等の払出しを行うこと。

土木部土木センターのダム建設事務所並びに盛岡広域振興局土木部岩手土木センター、県南広域振興局土木部北上土木センター、遠野土木センター及び千厩土木センター並びに沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター（以下「広域振興局土木部ダム管理事務所等」という。）の出納員に対する委任事項
広域振興局土木部ダム管理事務所等に係る次の事項

(1)・(2) [略]

12 地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所をいう。以下同じ。）のうち、合同庁舎等を庁舎とする地方公所以外の地方公所並びに岩手県漁業取締事務所及び教育事務所に係る出納員に対する委任事項

当該地方公所に係る次の事項（給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）

(1)～(4) [略]

(5) 物品（基金に属する動産を含む。以下12において同じ。）の出納及び保管を行うこと。

(6)・(7) [略]

ア 財産の売払代金

イ 入札保証金

ウ 契約保証金

エ 保管工作物等の売払代金

(3) 行政文書の写し及び複製物並びに行政資料の写しの作成及び送付に要する費用の収納及び保管を行うこと。

(4) 岩手県収入証紙の売りさばき代金及び売渡代金の収納及び保管を行うこと。

11 総合支局地域支援部総務入札課長である出納員に対する委任事項

(1) 当該総合支局に係る次の事項（1から10までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）

ア・イ [略]

ウ 物品（用品調達基金に属する動産を含む。以下11において同じ。）の出納及び保管を行うこと。

エ・オ [略]

(2) 知事が行う工事又は財産若しくは保管工作物等の売買等に係る入札又は契約が当該総合支局が所管する区域内の場所で行われる場合において、当該入札又は契約に係る次のアからエまでに掲げる収入金の収納及びイからエまでに掲げる歳入歳出外現金等の払出しを行うこと（花巻総合支局及び一関総合支局にあっては、県民センターに係るものを除く。）。

ア～エ [略]

(3) 行政文書の写し及び複製物並びに行政資料の写しの作成及び送付に要する費用の収納及び保管を行うこと。

(4) 岩手県収入証紙の売りさばき代金及び売渡代金の収納及び保管を行うこと。

12 広域振興局総務部長又は地方振興局企画総務部管理主幹である出納員に対する委任事項

13 県南広域振興局総務部総務センター所長である出納員に対する委任事項

(1) 当該県南広域振興局総務部総務センター（以下「総務センター」という。）に係る次の事項（1から12までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）

ア・イ [略]

ウ 物品（用品調達基金に属する動産を含む。以下13において同じ。）の出納及び保管を行うこと。

エ・オ [略]

(2) 知事が行う工事又は財産若しくは都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第4項若しくは屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により知事が保管する工作物等若しくは広告物等（以下「保管工作物等」という。）の売買等に係る入札又は契約が当該総務センターが所管する区域内の場所で行われる場合において、当該入札又は契約に係る次のアからエまでに掲げる収入金の収納及び保管並びにイからエまでに掲げる歳入歳出外現金等の払出しを行うこと（イにあっては、県南広域振興局土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センターに係るものを除く。）。

ア～エ [略]

(3) 行政文書の写し及び複製物並びに行政資料の写しの作成及び送付に要する費用の収納及び保管を行うこと（県南広域振興局土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センターに係るものを除く。）。

(4) 岩手県収入証紙の売りさばき代金及び売渡代金の収納及び保管を行うこと（県南広域振興局土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センターに係るものを除く。）。

14 広域振興局経営企画部管理主幹（県南広域振興局にあっては、総務部長）又は広域振興局経営企画部地域振興センター管理主幹である出納員に対する委任事項

(1) 当該広域振興局又は地方振興局が予算執行を行う出先機関に係る次に掲げる事項（1から11までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）

ア [略]

イ 物品（基金に属する動産を含む。以下12において同じ。）の出納及び保管を行うこと。

ウ・エ [略]

(2) 当該広域振興局又は地方振興局が所管する区域（以下12において「所管区域」という。）に所在する地方公所に係る現金の出納その他の事務を行うこと。ただし、次に掲げるものを除く。

ア・イ [略]

ウ 1から11までに掲げるもの

(3) 知事が行う工事又は財産若しくは保管工作物等の売買等に係る入札又は契約が所管区域内の場所で行われる場合（県庁舎（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則第2条第1項に規定する県庁舎をいう。）で行われる場合を除く。）において、当該入札又は契約に係る次のアからエまでに掲げる収入金の収納並びにイからエまでに掲げる歳入歳出外現金等の払出しを行うこと（広域振興局にあつては、総合支局及び県民センターに係るものを除く。）。

ア～エ [略]

(4) [略]

(5) 所管区域に所在する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づく歳入の徴収若しくは収納の事務の委託又は同令第165条の3第1項の規定に基づく支出の事務の委託を受けた私人（盛岡地方振興局及び二戸地方振興局の所管区域においては、森林組合に限る。）の当該委託に係る歳入の徴収若しくは収納又は支出の事務について検査を行うこと。

(6) 行政文書の写し及び複製物並びに行政資料の写しの作成及び送付に要する費用の収納及び保管を行うこと（広域振興局にあつては、総合支局及び県民センターに係るものを除く。）。

(7) 岩手県収入証紙の売りさばき代金及び売渡代金の収納及び保管を行うこと（広域振興局にあつては、総合支局及び県民センターに係るものを除く。）。

(1) 当該広域振興局が所管する区域（以下14において「所管区域」という。）に所在する出先機関に係る次に掲げる事項（1から13までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）

ア [略]

イ 物品（基金に属する動産を含む。以下14において同じ。）の出納及び保管を行うこと。

ウ・エ [略]

(2) 所管区域に所在する地方公所に係る現金の出納その他の事務を行うこと。ただし、次に掲げるものを除く。

ア・イ [略]

ウ 1から13までに掲げるもの

(3) 知事が行う工事又は財産若しくは保管工作物等の売買等に係る入札又は契約が所管区域内の場所で行われる場合（県庁舎（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則第2条第1項に規定する県庁舎をいう。）で行われる場合を除く。）において、当該入札又は契約に係る次のアからエまでに掲げる収入金の収納及び保管並びにイからエまでに掲げる歳入歳出外現金等の払出しを行うこと（県南広域振興局にあつては、総務センターに係るものを除く。）。

ア～エ [略]

(4) [略]

(5) 所管区域に所在する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づく歳入の徴収若しくは収納の事務の委託又は同令第165条の3第1項の規定に基づく支出の事務の委託を受けた私人（盛岡広域振興局及び県北広域振興局二戸地域振興センターの所管区域においては、森林組合に限る。）の当該委託に係る歳入の徴収若しくは収納又は支出の事務について検査を行うこと。

(6) 行政文書の写し及び複製物並びに行政資料の写しの作成及び送付に要する費用の収納及び保管を行うこと（県南広域振興局にあつては、総務センター又は土木部北上土木センター、遠野土木センター若しくは千厩土木センターに係るものを除く。）。

(7) 岩手県収入証紙の売りさばき代金及び売渡代金の収納及び保管を行うこと（県南広域振興局にあつては、総務センター又は土木部北上土木センター、遠野土木センター若しくは千厩土木センターに係るものを除く。）。

14 [略]

15 14に掲げるもののほか、保健福祉部保健福祉企画室の出納員に対する委任事項

社会福祉士及び介護福祉士修学資金の償還金及び遅延利息の収納及び保管を行うこと。

16 14に掲げるもののほか、総務部総務室の出納員に対する委任事項

岩手県立大学等条例を廃止する条例（平成16年岩手県条例第55号）による廃止前の岩手県立大学等条例（平成9年岩手県条例第80号）の規定により生じた授業料の収納及び保管を行うこと。

17 14に掲げるもののほか、議会事務局総務課の出納員に対する委任事項

(1)・(2) [略]

18 14に掲げるもののほか、警察本部警務部会計課の出納員に対する委任事項

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規定に基づき徴収した放置違反金及びこれに附帯する歳入金（以下18及び26において「徴収金」という。）（出張して直接収納するものを除く。以下18において同じ。）の収納及び保管を行うこと。

(2)・(3) [略]

19 総合政策部広聴広報課の出納員に対する委任事項

(1)・(2) [略]

20 環境生活部資源循環推進課及び産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の出納員に対する委任事項

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の8第2項の規定に基づき知事が講じた支障の除去等の措置に要した費用及びこれに附帯する歳入金（以下20において「徴収金」という。）の収納及び保管を行うこと。

(2)～(4) [略]

21 保健福祉部医療国保課の出納員に対する委任事項

(1)・(2) [略]

16 [略]

17 16に掲げるもののほか、総務部総務室の出納員に対する委任事項

岩手県立大学等条例を廃止する条例（平成16年岩手県条例第55号）による廃止前の岩手県立大学等条例（平成9年岩手県条例第80号）の規定により生じた授業料の収納及び保管を行うこと。

18 16に掲げるもののほか、保健福祉部保健福祉企画室の出納員に対する委任事項

社会福祉士及び介護福祉士修学資金の償還金及び遅延利息の収納及び保管を行うこと。

19 16に掲げるもののほか、議会事務局総務課の出納員に対する委任事項

(1)・(2) [略]

20 16に掲げるもののほか、警察本部警務部会計課の出納員に対する委任事項

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規定に基づき徴収した放置違反金及びこれに附帯する歳入金（以下20及び28において「徴収金」という。）（出張して直接収納するものを除く。以下20において同じ。）の収納及び保管を行うこと。

(2)・(3) [略]

21 総務部法務学事課の出納員に対する委任事項

(1)・(2) [略]

22 総務部総務事務センターの出納員に対する委任事項

(1) 給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。

(2) 給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係る歳入歳出外現金等の払出しを行うこと。

23 環境生活部資源循環推進課及び産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の出納員に対する委任事項

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の8第2項の規定に基づき知事が講じた支障の除去等の措置に要した費用及びこれに附帯する歳入金（以下23において「徴収金」という。）の収納及び保管を行うこと。

(2)～(4) [略]

24 保健福祉部医療推進課の出納員に対する委任事項

(1)・(2) [略]

22 [略]

23 [略]

24 総務部総務事務センターの出納員に対する委任事項

(1) 給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。

(2) 給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係る歳入歳出外現金等の払出しを行うこと。

25 [略]

26 [略]

27 [略]

25 [略]

26 [略]

27 [略]

28 [略]

29 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。